

権面からの成長抑制要因を制度的に排除せんとする英國と、國際流動性の不足が經濟成長と一義的な関係にあるとはみていねい歐州大陸諸国との差異にも基づいている。

國際景気情勢との関連

通貨体制論議と並んで今次総会のいま一つの特色は世界景気情勢の変化、換言すれば世界的デフレーションに対する懸念が表明され、それが通貨体制論議とかみ合わされて論じられたことである。

ヤコブソン専務理事は総会後の演説でも「世界經濟はインフレの恐れを遠ざかり、むしろデフレに突入する恐れが増してきている」と警告している。ヤコブソンはこのデフレの危険を通貨体制維持のため従来から行なわれていた國際協力により切り抜けるべきだとしており、米国当局者の意向もほぼこれと同じである。これに対し英國ではデフレの恐れがあるからこそ、國際流動性の彈力的な供給を保証する通貨制度の改革が必要なのだとしている。一方歐州大陸側では、米英に比しはるかに好調を続けてきた經濟情勢を背景にデフレ懸念に対しては比較的樂観的であり、たとえばブレッシング・ブンデスバンク総裁は総会演説のなかで、「國際流動性の不足および世界的デフレの恐れは差し迫ったものでない」と述べている。またE E C副委員長のマルジョランも最近「ブームが終了しつつある事は確かだが景気後退は差し迫ったものでない」と述べている。

このようにヤコブソンの提起したデフレ懸念ならびにそれに対する國際通貨面からの対策については必ずしも統一した見解がみられないが、いづれにせよ國際通貨体制がデフレ回避と関連して、具体的に論議され始めたことは注目に値しよう。

今次IMF総会がドルを中心とする現行体制維持を再確認することに成功した点は否定できないが、その成果を保持するためには今後いっそこの國際協力が必要とされるものと思われる。

米国通商拡大法

の成立について

第87議会の最重要法案としてその成行きが注目されていた通商拡大法案(Trade Expansion Act of 1962)は、上下両院の審議の過程で若干の修正を受けたが、全体としては政府原案(調査月報2月号要録参照)にきわめて近い形で、さる10月11日の大統領の署名によって成立した。本法はケネディ大統領の指摘をまつまでもなく、第2次大戦後のマーシャル援助計画以来の画期的な經濟立法であって米国ののみならず世界的な自由通商政策の展開という觀点からみて、きわめて重要な意義をもつものである。

通商拡大法の内容

(関税引下げに関する大統領の権限)

さる6月末で失効した従来の互恵通商法は大統領に商品別に4年間に20%の関税引下げ権限を与えていたのに対し、通商拡大法は大統領に対し以下のよう大幅な権限を与えている。

- ① 1962年7月1日現在の関税率を基準として商品群別ないしは商品別に向こう5年間に50%、原則として毎年10%を限度とする関税引下げ権限(いわゆる「一般権限」)。
- ② E E Cと米国の貿易額が世界貿易——E E Cの域内貿易および共産圏貿易を除く——の80%を占める商品については、さらに商品群別に関税をゼロにまで引下げる権限(「特別権限」)。
- ③ 本年7月1日現在の税率が5%ないしそれ以下の商品の関税を撤廃する権限。
- ④ 米国での生産量が少なく、かつE E Cが同様の譲許を行なう場合には、熱帶農林產品についても関税を撤廃する権限。
- ⑤ 大統領が米国の輸出の増進に役だつとみなしした場合には農産物に対しても50%以上の引下げを行なう権限。

上記の新権限に基づく関税譲許は、従来の互恵通商法と同様に共産圏諸国を除くいっさいの貿易

相手国に対し原則としてこれを均てんさせる。ただし例外として関税譲許の価値を害したり、米国の通商に直接または間接に大きな負担を与えたる、貿易の拡大を妨げるような不当な輸入制限を課している国に対しては、通商協定の締結を拒絶し、または通商協定による譲許の適用を差し控えることができる。

(関税引下げに伴う国内産業保護措置)

関税引下げの結果として打撃をこうむる国内産業に対する対策については、旧法ではエスケープ・クローズによる関税引上げおよびその他の輸入制限措置などいわゆる「関税調整」一本で対処しようとしていた。これに対し新法では、①旧法のエスケープ・クローズに該当する「関税調整」によって大統領は関税の引上げ(引上げ幅は1934年の水準の50%を限度とする)およびその他の輸入制限措置を課すことができるほか、新たに②輸入によって打撃を受ける企業は経営の建直しまたは転業資金として政府の貸付、貸付保証、技術援助、減税特典などを受けることができ、また関税の引下げによって失業した労働者は連邦政府から78週間、毎週61ドルを限度とする失業保険を受取ることができるという、いわゆる「調整援助」を認めている。さらに③従来の綿製品の場合に限らず国内産業に対し重大な打撃を与え、またはそのおそれのある商品を米国へ輸出する諸国と輸出制限に関する「国際協定」を締結しうるみちを開いた。かくして国内産業対策は3本立となり、大統領はこれらの3措置を並行的または選択的に適用することができる。

また旧法においては、関税交渉に先だって各種商品について国内競合産業保護のために必要な最低関税水準を定めておくという、いわゆるペリル・ポイント条項を含んでいたのに対し、通商拡大法ではこれを排除し、自由貿易体制への一步前進を目指している。すなわち、新法では大統領は関税交渉に先立ち関税委員会に対し交渉予定品目のリストを提示し、関税委員会は当該リストに含まれているいっさいの商品について、関税の変更

が国内産業に与える経済的な影響について大統領に報告する義務を課しているにすぎない。もっとも新法は輸入増大による打撃の大きい産業について、当該商品の関税引下げ、その他いっさいの制限緩和措置を一応5年間を限度として留保するという、いわゆる留保条項(reservation clause)をそなえており、この点がペリル・ポイントは実質的に消滅していないといわれる理由となっている。この留保条項には、①旧法のエスケープ・クローズおよび国防条項、新法の「関税調整」、「国際協定」および国防条項に基づいてすでに保護措置が実施されている商品、および②保護措置が実施されていなくても旧法のエスケープ・クローズによって関税委員会が国内産業に重大な打撃ありと認定した商品が含まれている。このほか大統領は関税委員会、政府各省の助言、公聴会の結果などを考慮して、適当と認める他の品目をも交渉から除外することができるようになっている。

なお上院で追加された水産資源の保全に関する条項は、大統領がその国の水産資源保全慣行または政策が米国に影響を及ぼすと判断し、また当該国が漁業の国際資源の利用、保護に関する会議に協力しない場合には、その国から輸入されるいかなる魚および魚製品についてもその関税を引上げる(1934年水準の50%まで)ができるとの内容のもので、わが国にも影響の少くない規定といえよう。

通商拡大法成立の背景

本年6月末に失効した互恵通商法は1934年に制定されて以来約30年にわたって米国の通商政策の基礎となり、この間米国の関税は約14%まで引き下げられた。しかし互恵通商法の下では、商品別関税引下げ方式の制約、エスケープ・クローズ、ペリル・ポイントなどの保護条項により、これ以上の大幅な関税引下げが困難な状態にあった。他方最近の世界経済の発展には目ざましいものがあり、とくにE E Cの発展と英國のE E Cへの加入方針の決定を契機に歐州において米国経済に匹敵

する巨大な経済圏の成立が見込まれるに至っている。米国経済の2倍のスピードで成長を続けてい る EEC は米国商品の市場としてもきわめて魅力あるものであるが、また EEC の域内関税の大幅な引下げによって域内関税と域外関税の差は次第に拡大する傾向にある。したがって米国が従来の互惠通商法に固執するかぎり、米国はこの巨大な市場から締め出され、EEC 外の自由陣営諸国も EEC の目ざましい経済発展の圏外にとり残される可能性が生れてきた。

米国の国内事情もまた通商拡大法の成立を促す条件を十分に備えていた。すなわち、米国はキー・カレンシー国として国際収支の改善をはかることが至上命令であるとともに経済成長率の引上げという内部的な要請からも、貿易の拡大均衡が緊急な要請となってくる。通商拡大法はこのような要請にこたえて生まれたものであり、本法が議会で圧倒的な支持を得て成立したのも当然であろう。

通商拡大法における自由貿易主義

通商拡大法は世界的な自由貿易政策の促進という点でも多くの特色を備えている。その第1点は関税の一率引下げ方式で、既述のとおり新法は旧法の商品別の関税引下げ交渉方式に対し、商品群別の関税引下げ交渉方式を導入している。これは EEC の最近の域内関税引下げ方式および昨年の閣僚会議で示されたガットの態度とも軌を一にしている。旧法の商品別引下げ方式が国内産業への品目別、産業別の影響を考慮して行なわれたものであるのに対し、一率引下げ方式は特定商品ないしは産業がある程度の打撃を受けることもやむを得ないものとして割り切る立場から出たものであり、関税政策上その意義はきわめて大きい。

第2点は国内産業対策面でも新法においては旧法のエスケープ・クローズの系統をひく「関税調整」のほかに既述のとおり新たに「調整援助」が認められ、従来のような消極的な保護政策を一步進めたことである。換言すれば新法は「調整援助」措置の採用によって弱体産業の体質改善や新

しい発展分野への転換促進および労働者の再訓練など、経済環境の変化に産業体制をダイナミックに適応させようとする積極的な意図を含んでいる。この「調整援助」は「関税調整」および「国際協定」と並列的な地位におかれ、どれを利用するかは大統領の裁量にゆだねられているわけであるが、政府原案では「調整援助」を「関税調整」に優先せしめていたいきさつもあり、実際の運用においては外国への影響が少ない「調整援助」が主体となるものと期待される。

第3点は通商拡大法は EEC との関税交渉を当面の課題としているのであるが、米国と EEC その他欧州諸国との間の関税引下げ交渉はガットの枠内で行なわれるものとみられ、その結果妥結される関税譲許が原則としてそのほかの自由世界全体に均てんさせられることである。この点について通商拡大法の推進者であるボール国務次官は、最近の演説のなかで「通商拡大法の恩恵は OECD または大西洋共同体という枠内にとどまることなく自由世界全体に均てんさせられるものである」と強調している。

通商拡大法の問題点

通商拡大法は自由貿易色が強い反面、かなり保護貿易的な側面をもつことも否定しえない。保護貿易条項の運用はほとんど大統領の裁量にゆだねられたが、その運用については欧州筋はもとより、米国のすべての貿易相手国的心配の的になっている。とくに注目されるのは、大統領が「関税調整」について関税委員会の決定を拒否した場合には、上下両院は多数決によってこれを実施に持ち込むことができるという規定である。この条項は実際に発効が困難とみられているが、いずれにせよ通商拡大法案の審議の過程でみられたように、議会筋の強い保護貿易論者の圧力によって、保護規定の少なかった政府原案が、次第に保護の壁を厚くしていったいきさつは無視することはできない。これらの保護条項は、通商拡大法案の議会通過をはかるためのやむを得ない妥協の産物であったかもしれないが、今後の運用は引き続き注

目を要するものがあろう。

つぎに EEC が現在の 6 か国であるか、英國を含めた 7 か国以上のものとなるかによって、80% 品目の数に大きな差異がでてくることになる。現在の EEC が 6 か国だけの場合に 80% 品目に該当するのは航空機などわずかに 2~3 品目にすぎず、これでは折角「特別権限」を設けて工業製品の関税撤廃を意図した意義も薄れるといわねばならない。この点からも英國の EEC への加入いかんが重要な意味をもってくる。第 3 に議会で一番問題になったのはポーランドとユーゴスラビヤを議会の修正によって他の共産圏諸国並みに最惠国待遇適用国からはずすこととした点である。とくにこれら両国の西欧貿易依存度が高いところから、この措置によってこれら両国をソ連経済プロックに追いやるのみならず、将来における共産主義諸国の自由世界への接近の芽を摘み取ってしまう結果になるとの批判があり、早急にこの規定を改めるべきだとの強い意見が米国内にあることが注目される。

最後にわが国との関係であるが上述のとおり今後米国と EEC との間で妥結される低率関税が最惠国待遇に基づいてわが国にも適用されるわけであるが、この点に関し手放しの楽観をすることは問題があろう。米国内には EEC 諸国がガット 35 条の援用などにより日本品の締め出し政策を改めないかぎり、関税引下げを日本に適用した結果日本品が米国市場に殺到することになるのではないかとの懸念を表明する向きが少なくない。したがってわが国が享受する利益に対し米国がわが国とのるべき関税引下げ、自由化措置などの点で十分な代償を求めるという傾向は避けがたいようと思われる。すべては今後ガットを舞台とする関税交渉の発展いかんにかかることがあるが、わが国として世界的な関税引下げの気運に対処し、とくに日本の有力輸出品目に対する諸外国の自由化促進を目指すためには、わが国自身が関税政策その他に思い切った自由化措置をとることが必要と思われる。

今後の見とおしについては、米国は 10 月 23 日から開かれるガット総会において、懸案の関税の一括引下げ交渉を進める方法を検討するための特別会議を開催するよう緊急提案を行なうことが予想されており、この問題の早期解決によって通商拡大法によって取得した新しい大統領の権限が国際的にはじめて実現の可能性を与えられることになる。しかし米国側における交渉品目の決定、商品群の範囲の決定などに時間がかかるほか、他方において英國の EEC 加盟問題などの EEC の内部事情もあるので、実際の引下げ交渉が始まるのは来年の夏以降となる模様である。

インドの工業製品

輸出の現状

インドは自立経済の達成を目指して、1950 年代の初めから経済開発計画を推進し、とくに第 2 次 5 か年計画以来、工業化中心の開発計画を実施している。その結果、重工業部門について一応の進展がみられるほか、一部工業製品については自給化が進捗し、輸出もぼつぼつみられるに至っている。インドが英國の EEC 加盟問題に関して、同国の大工業製品輸出に悪影響を及ぼすと懸念を表明しているのもこういった現状を背景としているものといえよう。

ここでは、インドの工業製品輸出の現状がどの程度のものであるかについて概観してみよう。

工業化と産業・輸出構造

インドの第 1 次 5 か年計画(1951 年 4 月~1956 年 3 月)が主として農業にウェイトをおいたのに対し、第 2 次、第 3 次 5 か年計画(1956 年 4 月~1966 年 3 月)では、政府部門の総投資額の約 20% を工業部門(電力、運輸、通信を除く)に振り向ける(第 1 次は 3%)、急速な工業化を期している。

このような工業化への努力は、新興工業の生産増大をもたらしたが、①伝統的な手工業の衰退、②ジュート工業、綿業の不振が響いて同国の大工業